

南三陸町水産エコラベル取得支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、宮城県のASC/MSC/ME L漁業認証支援事業費補助金（以下「県補助金」という。）を活用して事業を行う町内漁業団体に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することにより、水産エコラベルの取得拡大を図るとともに、強い漁業経営体への成長を促すことを目的として、予算の範囲内において南三陸町水産エコラベル取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、南三陸町補助金等交付規則（平成17年南三陸町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、南三陸町内で事業を営んでいる漁業団体で、県補助金の交付の決定を受けたものとする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が県補助金の交付を受けて取り組む事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために要した経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から県補助金の交付額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。ただし、当該補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南三陸町水産エコラベル取得支援事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 県補助金に係る次の書類の写し

- ア 交付申請書類一式
- イ 交付決定通知書
- ウ 事業実績報告書類一式
- エ 補助金額確定通知

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当と認めたときは、規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を行うとともに、規則第14条の規

定による補助金の額の確定を行い、様式第2号及び様式第3号により、申請者にそれぞれ通知するものとする。

- 3 町長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、南三陸町水産エコラベル取得支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月27日から施行する。